

郷中教育の完成(中)

安藤保

一、問題の所在

二、斉興晩期の文武の振興策と郷中の実態(以上四四卷)

三、斉彬期の文武振興の基本姿勢(本卷)

1 斉彬の登場

2 文武振興策の前提

3 武の振興策について

4 文の振興策と教育改革(以下次卷)

四、城下・外城における文武振興の実態

五、むすび

三、斉彬期の文武振興の基本姿勢

1 斉彬の登場

嘉永四年二月二日、斉彬は重荷を背負いながら、四十三才で父斉興の後を襲って薩摩藩主となった。幕末薩摩藩の内訌事件として知られている嘉永朋党事件を引きずったまま藩主の座についたのであり、これは斉彬の政治に微妙な影響を与えざるを得なかった。

琉球へイギリス船・フランス船と相次いで来航する外国船に対応

するために、藩主斉興は世子斉彬を帰国させ、海岸防備などの指揮を取らせることを幕府へ願ひ出た。幕府も当時の領主階層の中では抜群に外国事情に明るく、英明高い斉彬へ期待し、わざわざ老中戸田山城守・松平和泉守を藩邸へ遣わし、これを許しただけではなく、帰国の御礼に登城した斉彬へ、將軍自ら懇ろに琉球の対応方を委ねたのである。時に斉彬三十八才。藩主としても十分な識見を持ち、周りからも藩主として十分に腕を振るうことを期待されていたのである。しかし、斉興は藩主の座を斉彬へ譲ろうとはしなかった。斉興の愛妾ゆらの子を次の藩主にしようとする動きがあったからである。このような事態にしばれを切らした藩士の一部は、盟約を結び、斉彬を早く藩主へ就けようと動きだした。また、ゆらを中心とする一派も、藩主の座を求めて画策することが多く、両派の動きは次第にエスカレートしていった。斉彬自身、藩内工作としては、腹心の士を用い収集した鹿兒島の情報を参考にしながら、或は血気にはやる若者を唆し、或は人物を見極め仲間に加えるなどして批判勢力を増し、さらに藩外工作としては、薩摩藩の秘事を幕閣へ漏らすことにより、幕府権力からの圧力が高まることにより藩政が転換することを期待したのである。斉彬一派の批判は、家老として権力を誇っ

ていた調所広郷、調所の死後は島津将曹・伊集院平などへ向けられており、直接斉興を批判の対象としたものではなかったとしても、結局は、斉興の隠居、斉彬の藩主就任を求めることに通ずるものであった。斉興は、嘉永三年三月、斉彬一派の動きを封ずるために、死罪・遠島等を含む斉彬一派の大量処分に踏み切った。「おゆる騒動」・「嘉永朋党事件」と呼ばれるお家騒動である。

藩の反斉彬一派追及の手を逃れた諏訪明神祠官井上正徳は、藩の追求を振り切り、島津重豪の第九子が藩主であるという縁故を頼み福岡藩へ出奔した。福岡藩は、脱藩の罪の軽減を条件に井上の引渡しを強く求める薩摩藩の要求をあくまでも拒否し、藩主主導の下に、近親の中津・八戸の諸藩主、斉彬と親交のある宇和島藩主伊達宗城と共同して問題の解決を斉興へ働きかけ、それが効き目がないと知ると、あくまでも斉彬を善意の第三者として事件を解決するため、幕閣の阿部等へ働きかけることに力を尽くした。

藩主の座を巡る争いということを隠し、しかも斉彬を善意の第三者として位置づけ、さらに斉興隠居、斉彬への藩政の実権委譲を公権力を利用して実現しようとする一大作戦が開始された。

まず第一は、斉興へ隠居願いを提出させる手だてである。

斉興には隠居をする気持は全くなかったから、その実現のためには、幕閣が薩摩藩執政者の失政を問題とし、その上で藩主の責任を暗に問うことにより隠居させるといふ形にすることが望ましく、またその失政は幕府が口を出しうるような内容であることが肝要であったが、薩摩藩にはその格好の材料があったのである。

一先年人数之義相達候以後も、中山之所置手厚に行届候様にも不相聞得、且一昨冬英国船中山より致渡来候哉二相聞得候所、御

届と事実相違之趣にも相聞候事

一 国政向も両三人被致遍在、上下情意不通達、下々不和之様子二相聞候事

一 故笑左衛門悴、当時稻留数馬と変名にて、相勤居候由及見聞候、

右ハ先年美濃守へ相達置候趣も有之者二候得ハ、右様ニハ有之

間布答、如何の事存候事

右之通及見聞候事候間、中山之儀国政向忤不宜儀ハ、是迄致来

候処二不差構相改可被申、役人共之内にも、心得違之聞得も候

間、心を付致人撰候様有之度候、尚万事近親衆とも可被申

談事

右の史料は、斉興の正式の隠居願いが提出された時か、あるいは斉彬の襲封の御礼に登城した時に、申し渡される下案として阿部へ示されたものである。一つ書きされている三点をこれまでのあり方と違えてでも実行するよう斉彬へ指示している書き方になっているが、斉興を攻めるポイントはまさにこの三点にあったことが示されている。幕府の関心も強い琉球問題の処置が、幕府への報告と異なっていることを中心にして斉興へ圧力を加え、穏やかではあるが、断固として隠居させようとしていることが読み取れるのである。しかし、これによって隠居が拒否されるような状況の時は、「只今之内退隠無之てハ、如何様氣之毒なる事に可相成も難計」と、公儀権力の発動もあることを匂わせ隠居を強要することになっている。

第二に、斉彬襲封後、斉彬が藩政を最初から掌握する手だてである。

斉興は隠居したとしても藩の実権を離さない姿勢を示していたために、なによりも隠居に際しては斉興の藩政への影響力を完全に削

いでおくことが必要であった。これを公義よりつぎのことを薩摩藩へ達することにより実現しようとした。

一大隈守此度願之通隠居有之二付、以後は国政向並に中山之所置、滞留異人杯之儀、内外之諸務一切不被差構方可然、且隠居後は高輪屋布へ転住可有之と存候、もし湯治被相願、下国之含にも候ハ、四五年之所ハ左様無之方可然と存候間、右等之儀心付内々申達候事⁵⁾

すなわち、隠居後藩政へ一切関与させないために、斉興を江戸に留め置いて、湯治のためであっても下国は四、五年は許さないとしている。これは、「大隅下国いたし候ハ、矢張是迄之姿にて、国政始琉国所置杯、更ニ手も下し候義不相成、弥増悪弊ハ可相生候間、右之通り御沙汰被成下度、四五年も過候ハ、改正更張相整候後相成候故、大隅下向仕候ても宜敷候得共、只今帰国いたし候ハ、実ニ是迄御配慮被成下候甲斐も無御座⁶⁾」とあるように、斉彬の改革への影響を恐れたためであった。

第三は、藩主交代が自然に行われたように取り繕うことである。このためには、できるだけ目立たないように人事を行い、嘉永朋党事件の報復と理解されるようなことを慎む方針が定められた。すなわちつぎの通りである。

一昨冬より大臣始数人、嚴重咎方申付候儀、世上にて彼是申居候得ハ、次て此上手荒ニ且目立候様の儀不仕、却て国辱を増し候訳にも相成候間、将曹杯を帰国後何となく退け可然旨、修理・南部等も申談候間、隠便ニ可取計、其所ハ御安心にて被仰聞度⁷⁾

この方針に従がうかぎり、穏やかな人事交代はあるにしても、嘉永朋党事件により何等かの処罰を受けた者が、斉彬の襲封を契機に

即座に罪を赦され、旧に復するというような急激な変化の途も塞がれていた。

右にみてきた斉興隠居と斉彬襲封後までの筋道が、斉彬、福岡・八戸藩主などの近親者、斉彬のよき理解者で、相談相手である伊達宗城、幕閣の阿部正弘などとの間で綿密に検討され、藩主交代への路線が引かれたところで藩主交代劇の幕が開いたのである。

嘉永三年十二月三日、江戸城において將軍手ずから斉興へ朱衣肩衝御茶入を授けるのが幕開けとなった。明けて正月廿九日、斉興の隠居・斉彬の家督願いの提出、さらに二月二日、願い出通り許可と手続が進み、藩主交代の舞台は展開する。しかし、斉彬の襲封直後、この舞台の展開に反する動きを示す史料として「御家督二付、御政事向万端斉興公へ御介助之御願アリシニ、御承託ノ旨布達左ノ如シ」の説明付で、つぎの布達が見られるのはどうしたものであろうか。

今度御隠居・御家督二付、御政事向御相談被成進候様、無御拋被仰進趣有之、其段ハ一統奉承知候通二付、此涯弥以宰相様⁸⁾公、是迄之通万端御世話被成進候条、伺事等無手拔様可取計旨、屹ト可申渡旨被仰出候段申来候、此旨不洩様云々

豊後⁸⁾

右の史料には補足説明として「御部屋栖ノ内ハ御政事向御關係ナキカ故、茲ニ至リ万事御不取馴ナルカ故、御介助ノ御願ニ及ハレタル者ナリ」とある。この説明が不適切であることは、今までの斉興隠居への道筋に照らせば明らかであるが、右に見た斉興隠居への規定の方針と異なるこの布達が出てくる理由・背景について考察する必要があるであろう。

考えられる一つは、隠居を強制された斉興の抵抗の現れという理解であり、もう一つは、通常の藩主交代であることを印象づけるためのカムフラージュではないかという理解である。

第一の場合については、嘉永三年十二月十一日付の島津将曹より琉使玉川王子への達書で、老年と持病の難儀を理由として隠居することを伝えた後、「御隠居被遊候ても異国人一条之儀は、是迄之通被遊御指揮被下候様奉願候処、其通之思召」であることを中山王および摂政・三司官へ伝えるようにと訓令し、さらに、翌日付の浦添王子、国吉・座喜味・池城の諸親方連名宛の将曹よりの達でも、「是迄琉球国一体之儀は勿論、異国人渡来二付差戻方一件、分て宰相様深御配慮被為在被為遊御指揮御事候二付、御隠居被遊候ても、矢張是迄之通被遊御指揮被下候様、少将様御願被遊、拙者共よりも奉願候処、御許容被下難有仕合奉存候」とあることを考え合わせる。と、斉興は「権柄ハはなさぬ存念」であったことがわかるのである。鮫島志芽太氏の前出書でもこの部分に触れ、「隠居に際して、斉興が示した幕府老中や斉彬への反発は、斉彬が藩主に就任した後も数ヵ月、頑強に続いた」ことを指摘している。これらのことから、斉興が隠居後まで藩政への影響力を保持する意欲が強かったことは明白であり、この流れの中で本史料を理解することも一つの考えであるよう思われる。

しかし、斉彬への実権委譲の手だてがきちんと立てられ、斉興の介入の余地がないぐらいに準備された後、舞台の幕が開いた直後にこの史料が出てくることを考えると、第二の理解も成り立つのである。

さきに示した浦添王子等への達は、「少将様御願遊」ばされた結

果であり、これを「内証記」にあるように「万端預指揮度と為相願」と強制された結果の「願い出」であるとしても、この時期の状況から可能である。しかし、斉彬の襲封の前提として、先に示したように、「国政向並に中山之処置、滞留異人杯之儀、内外之諸務一切不被差溝方可然」との方針が固められた上で、できるだけ自然な形で藩主交代劇を演出するとなると、前藩主の藩政介助を願い出ることが最も効果的だった。第一の理解で見たような、斉興の抵抗の結果、または斉興と斉彬の力関係から出た一時的妥協との理解よりも、ここでは、この史料は当時の政治状況とは全く異なる「みせかけ」の史料であり、斉彬が領民の信頼をうるためのパフォーマンスの一つであったと考えるべきである。したがって、斉彬が領民に全面的に受け入れられることが明らかになると、すぐさまこれを必要でなくなったのである。斉彬が初入部後、種々の「善政」を実施した後の七月、つぎの達により藩政から完全に排除されたのはまた当然であった。

先般御隠居・御家督付、御政事向御相談被成進候様、宰相様へ御願被進候趣有之、被遊御許容候付、同事等無手拔様、可申渡旨被仰出置候処、此節御政事向御立障被遊候ては、兎角御心労之御事候間、御世話被成進候儀は被遊御断、御隠居御一篇二御安氣被遊度、此上何ヶ度被仰進候テモ、不被遊御許容段被仰進趣有之、無御扱合之御事ニテ、其通御請被為在候条、右之趣屹ト可申度旨被仰出候、此旨表方へ致通達、奥掛御勝手方へモ可相達候、

七月

豊後

石見

近江

以上見てきたように、首尾よく薩摩藩主となった斉彬ではあるが、襲封までのいきさつは斉彬にとり重荷となり、彼の初政に影響を与えた。特に、儒教を教学の中心に置き、忠孝思想を思想善導の基礎とする江戸時代では、どのような理由があるにしても、他の力を借りて父親を隠居させ、自ら藩主の座についたということは、武士階層は勿論、町人・農民へ忠孝を勧めるには甚だ具合が悪かった。

とりわけ先代までのように、儒教倫理のみに基づいて武士子弟の教育をすすめる、士風の矯正を命ずることには負目を感じたのではなからうか。そのため、外国の文化に触れ、その合理性を身につけていたことも加わり、儒教倫理を土台にすえながらも、それを越える新たな規範による武士の養成を目指したのであり、さらに襲封のため取らざるを得なかった反儒教倫理的行動を帳消しにして、しかも自らの政策への支持を得るためには、斉彬が領民全体の崇敬を受ける人物として登場しなければならなかったのである。¹²⁾

2 文武振興策の前提

前節で、襲封時の事情から、斉彬が領民全体の崇敬を受ける人物として登場しなければならなかったこと、また武士養成のため新たな規範を制定しなければならなかったことを指摘した。それでは、斉彬はどのような政策によりそれを実現しようとしたのであるか。

まず、斉彬襲封以降の法令から見えていこう。

二月二日、將軍より襲封の命を受けた直後、斉彬は藩主就任を過ぎのように告知した。いわゆる「御袖判」である。

今度從宰相様御願御隠居、我等へ家督無相違被仰出候、領国之輩

專重公義之御政道、万端可相慎之、国家之仕置先規之通申付候條、不致忘却堅固可相守之者也¹³⁾

嘉永四年二月二日

また、同日、斉興もつぎの「仰出」を出し、藩主交代を告げた。

家老中

今度我等隠居、修理太夫家督付ては、政事向等先規之通にて猶又

万端相励、各職分を相守精勤可申候

右之趣國中末と迄も可申付候¹⁴⁾

公義の政道尊崇、領内政治の先規重視をうたい、領内士庶は万端身を慎しみ、怠らずにそれぞれの職分に精励することを命じている。襲封に伴う公式宣言であるから、形通りの内容であるかも知れないが、斉彬が「国家之仕置先規之通申付」とし、斉興も「政事向等先規之通」と、いずれも先規重視を公言し、斉興から斉彬への藩主交替の自然さを強調している。これも藩主交代時の慣例であるが、だめを押すかのように、その先規重視をことさら強調したのが、同日付で出された「毎朔御條目¹⁵⁾」として知られる掟である。

「毎朔御條目」は、文字通り、毎月朔日に薩摩藩の全ての武士がこの条目を拝聞して、常に武士として遺漏なく行動できるようにするために、幕府および薩摩藩の最も基本的な法令を知悉する目的で光久が藩主の時、伊勢貞昌の建言により創設されたとされているが、この時の条目が、後に知られる十一ヶ条の「毎朔御條目」と同じであるかについては明らかでない。しかし、次第にその拝聞の行動は形式に流れ、さらには、毎月ではなく、一年に一度だけの行事として行われるだけとなってきていたにしても、内容は薩摩藩の武士にとっては、いわば、耳に「たこ」ができるくらい聞きなれ、かびの

生えたものであった。また、内容には徒党禁止の条項も含まれており、嘉永朋党事件を契機として襲封への道が開けた齊彬には何とも皮肉な内容でもあった。したがって、この条目の布達は、条目の内容を周知徹底するという意味よりも、齊興襲封時に布達した¹⁶という先例を尊重する姿勢を示すことに意味があるのであり、この条目から齊彬の政策の方針を窺いうるものでは決してなかった。

このような藩主交代にともない形式的に出される法令ではなく、藩主の施政方針として確認して出され、齊彬の施策の基本として位置づけられるのは、初入部を済ませた後の五月十六日、「政務御方針ト唱フ」と『齊彬公史料』の編者である市来四郎が注記するつぎの「仰出」である。

今度宰相様御隠居、我等へ家督蒙仰、別て令心配候、依ては以来不心付儀も候ハ、無遠慮冥意見可申聞候、且又各初諸役人末々に至る迄、専ら御先代之規則に基き、我意私欲等無之正路を心掛、上下之情意致通達、国中之仕置行届候様、利害得失を考、万端入念可取計候、諸士末々ニも弥文武忠孝之道を志、質素契約之風儀を守り、信義を専として武道之心掛可為專一候、農工商ニも代々之法令を守り、夫々之職業を励ミ、父祖之孝養無怠、日夜家業出精專一二候、

右之趣家老中を初領国一統、無心得違可令承知、猶追々可申達候、以上¹⁷

右の史料では、齊彬への忠言の要請を先頭にして、武士へは、役人の心得・文武忠孝・質素儉約・信義について触れ、農工商へは、法令の遵守・職業の精励・父母の孝養と網羅しており、この部分では「毎朔御條目」と重なるのであるが、海岸防備など軍事強化が眼

目となっていることから「武道之心掛可為專一候」と武の強化が強調されている。また、齊彬の施政の方針は「利害得失ヲ考云々」というところに特徴があったとする市来の指摘は的を射ているといえよう。齊彬の治世を彩る性格として能力主義や合理主義があるが、それは「利害得失」という経済的な判断基準の政治への適用の結果であったと考えられるからであり、この線に沿った施策が以後展開されるのである。

では、齊彬への藩主交代は鹿兒島ではどのような目でみられていたのだろうか。当時茶坊主として勤めていた樺山三円の日記に¹⁸つぎのようにある。

江戸より飛脚着にて申来候、大守様御隠居之處、少将様御家督首尾能去ル二日被為在候とのよし、御登城之砌ハ晴天之處、後二大風雨にて無程晴天相成、御家御吉例之雨と為申由、御邸内賑々敷との段申来候、奉案ニ明君出給万民奉歓、乍恐慈徳公なる君ハ迎も被為在間敷候共、奉析は是迄之御家督ニ被為替、御仁徳もかなと願奉処二候¹⁹

樺山は大山正円・有村俊斉の同僚として茶道を勤め、西郷隆盛とも親交のある人物であるので、齊彬びいきの捉え方になっていることはあるにしても、当時の城下士の齊彬に対する雰囲気をはば正確に伝えているのではなからうか。すなわち、右の史料では、「名君」の出現を喜ぶ気持ちと、慈徳公宗信治世に現出したほどの慈愛に満ちた政治には及ばないにしても、仁徳ある為政者の出現を期待する気持ちが溢れている。

樺山の日記に窺えるような徳政を求める雰囲気に対応することにより、齊彬は襲封時の汚点を帳消しにすると共に、齊興と異なること

をアップピールし、全領民に崇敬される人物になりえたのである。したがって、襲封直後の具体的施策はこの点に重点が置かれた。以下、それを列挙するとつぎの通りである。

①三升重出米の免除

出米は段銭・段銀に系譜を持つ給知高に課せられる軍役米である。徴収高は初め一定していなかったが、後は高一石に付米八升一合が定式出米となった。藩は財政の不足を補うために、この定式出米を越えた出米の徴収を行い、この部分を「重出米」と称した。出米の徴収は厳しく、未納の場合は給知高が没収される決まりであったので負担感は重かった。

斉興の隠居が確定したが、まだ斉彬の襲封かせなされる前の嘉永四年一月十六日、斉彬はこの重三升出米を免除した。しかし、「順聖公御事蹟并年譜」²⁰には一月十六日の項に「先是経費不給募庶士群官、令算田禄石收三升俸米、亦乘石三收以干官庫限有年数、旧臘公念士乏特命赦之、令各以備其武事」とあり、重出米の免除は前年十二月であるとし、それを諸士の軍備充実に当てさせたとしている。

②城下諸士、八十才以上男女老齢者を報賞

「順聖公御事蹟并年譜」には該当する記事が見あたらないが、「斉彬公史料」嘉永四年の部分に「城下諸士拾歳以上之男女取調」²¹のタイトルでつぎのようにある。

（寄合・小番・新番・小姓与ごとの八十歳以上の氏名略）

惣合人数百拾六人

内 男三拾七人

女七拾九人

（年齢ごとの人数略）

右之人数へ、八月廿八日拝領物被仰付候、左之通

寄合以上 紗綾二巻宛

御直触以上 太平布二反ツ、

御役人 芭蕉布二反ツ、

其外 金百疋ツ、

③蔵米の安価払い下げ

前年の台風による影響により嘉永四年春ごろより米価が高騰してきた。斉彬は蔵米の払い下げによる価格下落の方法を指示し、蔵米四千石の払い下げを行ったが、価格は下がらなかった。そのため、商人へ払い下げた四千石については価格を引き下げて売却すること命じ、それにより商人の蒙る損失を補填するために、今度払い下げる五千石の内、二千石を規定の払い下げ価格よりもさらに安価に払い下げる方法を探ろうとしていた。斉彬は、その方法に反対し、書取を側役へ示し、その趣旨を側役を通じて担当者へ指示させた。

その結果については、「重テ御困米五千石一石代十三貫五百文ニ払下ケラレタリ、茲ニ於テ條子下落セシノミナラス、欠乏ノ嘆声モ熄ミ、一般鼓腹歡喜ヲ唱へ、御仁恤感戴ノ声喧シキニ至レリ」²²とあることにより知られる。

④米・金賜与による城下窺士救済。

これについてはつぎの史料がある。

a 一 嘉永四年亥八月十一日組中窮士之面々へ別段之以思召、巷戸

ニ付三盃入老儀宛御救米被下成候、右ニ付其後御角之蔵下芝原

へ神前へ、供物之如く御養錢之紙包為有之由²³

b (八月) 十日、還自磯館、前此訪折窮士七十四人、此日賜慶米各

壹苞、有深感喜夜詣城下献賽錢以拜恩者⁽²⁴⁾

c 嘉永四年辛亥十二月、貧困ノ輩へ金子壹両宛惠与セラレタリ、御達書之趣ニ、当春以来米価高直困窮ノ者共難渋致シ、殊ニ寒冷ノ砌、且年末旁御不憫ニ被思召、不取敢金壹両宛御手許金ヨリ頂戴被仰付候トノ趣ナリキ、而シテ廿八九兩日間ニ小組頭ヨリ各拝受セリ、何レモ思ヒ寄ラサル事ニテ、愕然感戴セリ、其人員凡ソ二千余戸ニ及ヒタリ、夏分ニハ米穀ノ御恩恤アリ、加之年末又ハ寒冷ノ困苦ヲ憫察シ玉ヒタル御仁慈之程、一般感戴ノ声街衢ニ喧シト云フモ誣言ニアラサリキ⁽²⁵⁾

右史料から、八月・十二月の二回、城下の窺士への救恤が行われ、八月は、窮士七十四人を選び米一俵づつを、十二月には、金一両づつが組頭より渡された。また、翌五年以降も継続して救恤がなされた⁽²⁶⁾。

⑤ 微行による民情視察

齊彬は放鷹を吉野・永吉・原良・谷山などの近名・近郷で行ったが、そのついでに民家に微行し、農民の生活ぶりを視察した。これに関する逸話が多い。

⑥ 大赦令

嘉永四年十二月十五日、「此日、在獄ノ囚人大赦ヲ行ハル、以来因獄空虚トナレリ⁽²⁷⁾」とあるように、大赦令を出した。

以上の齊彬による慈愛政策は、城下士を中心として『古の遺愛』で人々に口にされ、慈愛の藩主として不動の位置を占めている宗信の再来を思わせた⁽²⁸⁾。米価引き下げ策に関する書取が一般に流布するようになると人々が競ってこれを拝写したといわれる。また、「実

ニ大旱ニ雨露ノ沢ヲ蒙リタルカ如ク、上下喜色ヲ顕ハシ歎躍ノ声街衢ニ喧シク、神明ト同シク尊重シ奉レリ、御初政涯ヨリ如此御仁恤ヲ布カル、故、後々如何ナル恩沢を蒙ルナラムト、愚夫愚婦ニ至ルマテ感泣セサルハナカリキ」とか、「夜ナ々々男女御城下ニ遙拝スルモ多カリシト、或ハ御樓門ニ賽錢ヲ捧ゲタルモノモアリシト、或ハ大中公ニ参詣、御無病御息災ヲ祈願スルモノモアリ、喋々御美德ヲ称シタリ⁽²⁹⁾」という反応は、神仏の絶対の信頼と同様な信頼を齊彬が得たことを示している。

しかし、このような城下窮士を中心とした救済策を斉興期とは大きく違う点であると評価しつつも、一時的な弥縫策にすぎず、人気が先行の政策であることを醒めた目で見ていた者もいたことはつぎに見る通りである。

先日ハ窮士へ米壹俵ツ、被下候、御仁慮誠ニ難有事候、已前之世トハよ程之違なるへし、しかし何共恐入事ニテ候得共、壹俵位被下候ても武術ニても調程之儀ニハ不至ものにて、一統節約相守、自然押並ニ諸士之渡世ニ相成候ハ、尚以難有第一御徳被為附候御事と乍恐奉祈上候、何分御先代之訳とハ大ニ相換難有候⁽³⁰⁾

また、齊彬がこのように政策を打ち出せるような財政的条件が整っていたことも彼を有利にしている。調所広郷による天保改革の成果をそのまま利用できたのであるが、いずれにしても、これらの齊彬の初政期の政策により城下士庶の全面的な支持を受け、神のごとく崇敬される人物として登場することに成功した。これは、齊彬が以後の政策を実行するのに大きな力となったのである。

3 武の振興策について

つぎに斉彬に課せられていたもう一つの課題「武士養成のための新たな規範」について述べることにする。

では、斉彬は薩摩藩の武士やその子弟をどのように見ていたのであろうか。まず、史料をあげよう。

1 家柄之面々ハ、追々重ハ御役ヲモ被仰付、御国政取扱モ被仰付事候得ハ、愚痴文盲ニテハ不相成事候二付、右面々、以来幼少ヨリ一統造士館へ入学、混ト学問出精可有之候、左候テ学校之儀ハ別段之事ニ候二付、相進候向ハ、二男以下ハ諸士同様学生ヨリ師員之勤モ可被仰付旨、御沙汰被為在、誠以難有御趣意之御事候条、被奉承知、一統出精可有之候云々

五月

豊後⁽³¹⁾

2 一無用之他出・集会等可取締事

一文武之諸芸時々可致見分事⁽³²⁾

3 近年諸士之風俗不宜、聊之事より及争論以竹木打合、郷中集会等も不行儀之向も有之哉二相聞得、甚以不可然事ニ候、武士道ハ律儀相嗜候得は、此比之様不謂事より及争論候儀有間敷事ニ候、武士は礼儀を専として武芸の心掛ハ勿論、学問武道をはげミ、国家之固めニ相成候こそ、武士之本意にて、城下ニ多人数罷在候も、下々之無法をいましめ、為可鎮非常ニ候処、却て無法之及争論候儀、全武士之気性衰候訳となけハ敷事ニ思召候、其上番頭申論方も不行届、親兄共申付方等閑之処より、右様成行たる事と歎しく、思召候間、急度風俗立直候様可申付、以来無法之争論等有之候は、当人は勿論、支配頭・親兄弟迄も、急度思召被在候段、

承知候事、⁽³³⁾

五月

4 御政事万端御盛大被為行届御所置追々被仰出、就中窮民御救助ノ為、常平倉御取建ノ儀ヲ初、文武御充実御軍事御手当ノ儀共、其外一々誠ニ以難有次第、愚夫愚婦ニ至迄感戴仕、追々風俗モ正敷罷成候向ニ御座候、然ルニ微賤ノ身トシテ別テ恐入儀ニ御座候トモ、右通不容易御趣意被為在候ニ、当時諸役場ノ情態且処置振窃ニ相窺候ニ、万端ノ御政道都テ御親敷御指揮被為遊候得ハ、夫ニ随テ一弊相起リ、何事モ御下知次第、御沙汰次第ト善悪粗ノ差別ナク、御下知ニ洩候儀ハ、手ヲ附ケスシテ不叶事物モ捨置、御下知相成候儀モ細ニ手ヲ付ケ候向ニ無之、表通りノ取計ノミニテ打過シ、夫故益因循固滞之陋風差起リ、万端手遅レノ儀ノミ有之候、畢竟重役其外諸役人共、自己ノ後栄ヲノミ心掛、御政道ノ大切ナルヲ軽々敷相考へ、邂逅被仰渡候難有御趣意モ下ニ流達不仕、御前ノ御都合ヲ只管取締候⁽³⁴⁾

薩摩藩の武士が学問に熱心でなかったことは、「造士館学風矯正之御親書」の中でも「古今国家ノ政務ニ致關係候者ハ須臾モ捨置キ難キ学問ニ候処、士分以上ハ不致学問者多ク、故ニ義理ニ昏ク、正心修身ノ実行無之、利欲不当ノ行モ有之候故、家政向乱レ、士風モ正シカラス、役所相務候者共ニモ、夫々仕向ノ條理ニ昏ク、緩急輕重ノ時務ニ疎ク、義理ノ節合ヲモ不弁様子ニ相見得候、是等ノ儀者ハ、各格式ニモ可恥事ニ候間、一同公務ノ隙ヲ考へ、修行有之候可申達候⁽³⁵⁾」とあることによつても知られる。この不学の傾向は下級士のみならず、上級士も同様であつたのであり、1によつてもそ

れは窺える。

このため、勢い武士は酒食・遊興の集会を開き、賭勝負などに熱中することもあり、これに対する禁令も度々出されている。2はこのような集会等を取り締まると共に、文武勳行の実態をチェックすることを国老の末川へ命じている。逆に云えば、監督する者がいない場合、文武の稽古がおろそかであったことをこれは示しているであろう。

3の史料は、嘉永五年五月出され、郷中のありかたを訓戒した史料としてよく知られているものである。これによると、「諸士之風俗不宜」と決めつけられており、具体的には乱暴な行動、不行儀、学問・武道の怠情であり、特に、武士子弟の間にこのような風潮が広がっていることが窺える。『新納久仰雜譜』の嘉永五年十月廿八日条に「諸士若輩之面々、矢張段々口事争論等不相絶、木竹類を以打合なといたし如何敷儀共到来」とあり、このような乱暴な行動の結果として、場合によっては死にいたることもあったのである。

つぎの、大目付よりの口達は、このような風潮の深刻さを示しており、その取締を支配系列を通じて徹底しなければならなかったことの現れであろう。

近年諸士若年ノ者共ノ内、於途中行摺等ヨリ事起リ、及争論法外ノイタシ方毎々有之由相聞得、士道ニ有間敷卑劣ノ仕形ニテ、其以不可然事ニ候、兼テ取締ノ者有之事候得共、兎角届兼候処ヨリ、右様之儀致到来候間、大番頭・御小姓与番頭ニハ請持ノ事候付、以来屹ト取締ノ詮相立、右習俗致一変候様手厚被遂吟味、評議ノ形行我々共方へ可被申出旨達置候折柄、御沙汰ノ趣承知仕候付、其段モ訳テ達置候処、尚又此度御前へ豊後被召出、諸士風俗等ノ

儀ニ付、細々被仰出趣有之、御沙汰書一統謹テ奉承知候、付テハ此旨取違ノ者ハ有之間敷候得共、若哉心得違不守ノ者有之候テハ、屹ト不相成時節ニオヒテ得ト致吟味候処、年若之者共喧嘩口論稠敷御制禁ノ段ハ、先年来追々分テ被仰出趣旨有之、面々承知ノ通ニテ、尤支配以下役席又ハ於宅、容貌見聞ノ節ニモ、何篇丁寧ニ被致教示、幾重ニモ手厚申渡者有候得共、取締不行届候哉、人々汲受薄ク、何レニモ其詮不相見候得は、当事口論ノ基、大形八年若之面々身持ノ慎薄、途中又ハ何ソニモ付、他ノ方限入交リ、候場所ニテ、猥リニ無礼ヲ言掛仕掛候儀ヲ、手柄ノ様心得違候習俗相成候処ヨリ、怪我候儀度々有之候間、此節ハ屹ト心底ヲ改、風俗立直候様無之候テハ不相成事候付、此以後ハ仮染ニモ人ニ無礼ヲ仕掛、又ハ無礼ノ過言ヲ言掛候儀、一切無之様、組下ノ者共十五歳ヨリ二十五歳迄、支配頭宅へ一方限ツツ召呼、得ト致納得候様手厚被申論、面々承知ノ印判為致可被申出候事³⁶

三月 日

川上矢五大夫

4は市来四郎による「藩吏ノ悪弊建言」であるが、斉彬の治世の努力による風俗の改善を指摘しながらも、それは、表面的なものにすぎないとしている。すなわち、役人に人を得ていないことから「指示待」の傾向が顕著となり、自己の繁栄のみを心がけることが蔓延しているとする。これは、実質的には士風の悪化であり、その具体例として、役人による賞罰の不明、影に隠れた賄賂の横行などをあげ、斉彬の膝元で奉公している中であっても「人心ノ善悪邪正等ハ勿論、下民ノ情事等奉告、御聖慮閉塞不仕様、御奉公可仕者」は、関勇助・郡山一介・江夏十郎の三名にすぎないとする。

不学により道理に暗く、それが士風の悪化と要路に人を得ないこ

とをもちたらしめているといのである。

右から、さまざまな問題の根幹は「不学」にあり、それが武士としての自覚を損なわせ、士風の悪化に連なつたのである。斉彬の現状認識もこのようなものであつたのではなからうか。したがって、現状を改革するには、一つは、もう一度原点に立ち戻り、全体的に士風を正す目標を掲げ、それを徹底することであることであつたし、もう一つは、現状に応じた人作りの手だてを講ずることであつたのであり、斉彬の文教改革はこの線の上にあつた。

斉彬の薩摩藩武士の士風認識が以上の通りであるとすると、その改革の方向は、何よりも士風を正すことに向けられた。具体的には、軍事教育徹底による意識の改革を目指すものであり、郷中教育の改革もこの一環であると考えることができるといふ。

斉彬は帰国後、藩内の軍備状況の把握に精力的に努めた。嘉永四年度分を示すとつぎのようになる。

六月一九日 兵具蔵にて武器を見分。

七月 三日 天保山における洋式大操練臨監。

一七日 小銃師和田乗助を師範に復する。

二二日 樺山伊織・末川久馬・郷原轉等小銃師範に射撃を試みさせる。

八月 八日 大砲鑄製場へ臨み、大小砲の製造を見、軍備拡張を指示。

二九日 演武館で上方限武士の弓術を見る。九月三日下方限同。
九月一七日 演武館で天真流の撃剣を見る。以下十月十七日まで剣術・長刀・槍術・柔術・馬術・小銃などの諸流派の実技を見る。

二三日 田布施郷の砲術操練を見る。以下、十一月二日まで加

世田・坊津・枕崎・頼娃・山川・指宿等諸郷の砲術操練、砲台を檢分。

斉彬がいかに熱心に軍備の実態と武士の練成度を見たかは、天保山での操練について「去年御下国之上は、定て諸事御差図等も被為在、御軍役専被仰渡答と、諸士中奉待居候模様之所、御着城涯より諸御式事にて、頓と御噂無之程にて案内候処、去年七月初天保山にて御覽有之、当日は至て之炎天二候得共、一切御笠もなしにて、場中始終あちこち御歩行御覽被遊、相濟迄御棧敷之前二御床机被遊御覽有之、流石之若輩も、めつさりいたし、頭を下ケ、詰御役々もちと入り入候様二見得居候由及承申候」と、炎天下に笠もかぶらずに歩き回っているということにより知られよう。これら一連の軍備・操練等の視察檢分により実態を十分に把握した上で、翌五年より矢継ぎ早に軍備充実に關する指示が出されるのである。その指示の内容は、1 洋式化軍事体制への統一、2 実戦を意図した軍事操練、3 軍備の整備充実に纏められるが、その事実関係は本論の主題でないので割愛するが、これらの整備により武装集団として最大の効果を發揮する体制を整えることが意図された。

また斉彬は、「於外御庭表方勤ノ面々被仰出、御直ニ御指揮ニテ砲術稽古被仰付、御側向勤面々ハ先月ヨリ同断、式日被召立稽古被仰付」とあるように、斉彬自身操練の指揮を取り操練の範を示すと共に、また、「六組与頭及ヒ番頭・詰衆ヲ磯邸ニ召シ、洋式銃陣ヲ習ハシメ玉フ、其人員四十余人、而シテ隊長タルノ任云々親命シ玉ヘリ」と、指揮官となるべき与頭などの訓練と、その心がけを諭した。指揮官の養成と徹底した軍事操練の状況はつぎによつても窺え

るであらう。

当夏初比より段々御差図相初り、尤諸士何れも不望ミの色御覽しられ候哉、御小姓与番頭は頭役にて、諸士之差引もいたし候得共、其身より砲術不心得候テハ、差図も難出来候、乍去年輩之者も罷在候得は、若年同様、且は戦兵二も立交り候様為致との事にてハ決して無之、只手数を呑込、差図出来候丈ケ之致習練候様、左候ハ、御覽も可被遊、且又当番頭詰衆などは、追々組頭ニも可被召仕身柄之事故、是も右之通心得、習練いたし候様沙汰有之、夫より組頭中、老骨を折、炎暑無厭、稽古相勤り、七月末、於磯御覽被遊候、其節は余程能相揃ひ御褒美之御詞共有之、相濟にて御酒・御肴共被下候、

(中略)

一、右通組頭などへ御沙汰相成候時分より、御小姓など、或ハ御側向勤之書役等迄も、都て於外御庭、劍筒のため方之稽古被仰付御直々御指南迄も被成下候由、御小性など炎天ニハ余程之大儀にて、暑邪当り共有之由之咄迄も承居候処、弥其通にて夏分ニ相成候処、猶又ひとく御沙汰被遊、左候て八月六日於天保山、御備組訓練覽有之(略)⁽⁴¹⁾

このような訓練を通じ人物の見極めが行われた。武技拔群の者へは褒美が与えられ、能力がありながらも困窮の者へはその助成がなされた。しかし逆に、怠惰のためか、あるいは能力の問題であるかは判然としないが、「不嗜」へは厳しい罰が加えられたのである。⁽⁴²⁾

このように、単に家格主義をとることなく、能力があり努力する者に報いる能力主義を取り入れ、上昇への途を開いた。能力と努力による上昇意欲への援助は学文奨励においてさらに顕著に出てくる

のであり、それにより、斉彬期の特色であるエリートへの道と強力な藩兵への道という二つのコースが形成されるのである。(未完)

注

(1) 井上の処分については、伊集院平・吉利仲より福岡藩への書状につきのようにある。

出雲守御取扱振之儀、精々軽目之所吟味為仕候所、別紙之通り取調申出、尚又篤と示談仕、今一段軽目之所迄も吟味為仕候得共、士格之者他国へ致欠落候てハ、いつれの筋士之格式ハ不被召放候てハ相濟不申、殊ニ外之格式ニも相拘申儀にて御座候得ハ、至極軽目之所にて、別紙通ニ御取扱相成候儀相違無御座、此上重き御取扱ハ逆も無御座(内訂紀十)『斉彬公史料』四

すなわち、大目付の先例に基づいた判断では、「士他領へ致欠落候節ハ、書拔通身分被召放遠島七ヶ年」の処分であるが、井上は別段の理由があるための脱藩であることから、「一世遠島より一段下ハ長キ遠島、右より一段下りハ拾ヶ年遠島にて候間、右両様之間御吟味之上、士被召放御取扱被仰付度儀と致吟味」(内訂紀十)との内容であった。なお、薩摩藩では、武士が士格を召し放たれ、一世遠島処分を申し渡されるために評定所に呼び出されることが決まると、親族の者が内論の上、切腹を勧めるのが慣例となっていた。黒田藩主などの問題解決の働きかけに対する斉興の対応は、つぎの通りであった。

(2)

折角御懇厚之御配慮にて、不表立御近親之場ヲ以、段々御教示被成下候得ハ、無彼是厚忝奉感徹、御心添被下候通り、可相改義ニ当然に御座候処、一向可相改様子ハ無御座候、却て大隈守申候には、被对小家御教示御座候様之義被仰聞方にて、国家にいらさる御差図、打拾置可申、去月廿七日屋敷中へ及沙汰候書付ハ、矢張其俣にてよろしく杯と申居、政柄ハゆつり不申、何事も大隈守得指図候上にて施行仕候様子、并ニ将曹・仲之輩も中山之儀、事實之御達と相違、且稻留数馬の事杯、最前より主人へ委曲不申間、公義を奉偽欺候筋にも相成義も心附不申、薩家之為を思召、御深切之御教示、御厚情之程をも不考主従とも絶言語候事、沙汰之限

- りに御座候、如何計欵御憤怒可被成と深く恐怖の至奉存候得ハ、最早歎願申上候ハ、弥恐入候事ながら、先日申上候通り、近親内より心添仕候ては聞入不申のみならず、跡々弥不平を増し、為筋にハ聊も不相成ハ必定の義にて、手之下し様も無御座、所詮如何様教戒仕りたりとも、大隈守始心違之家来共には候得ハ、省悟可仕とも不相考、依て只々諸務之執權当主ニ帰し、隠居關係不仕様將曹・仲・平之三人除去致候ハ、諸政振起更張可仕、中山之処置も存分手当出来候半、当時之候ニては家督隠居の前と相替る事無之、何も大隅差図と申候て、將曹・仲申に任せ候外無御座候（中略）在之候を不殘閣下へ申上、御賢慮相伺候外無御座（内訂紀十一）
- 近親の説得を迷惑とばかり無視する態度に出て、隠居の様子はみせなかつたのであり、そこで、現状の通りでは、幕府にも関心のある琉球の処置も適切に行われないことを第一の理由として、薩摩の実情を幕閣へ知らすことにより、斉彬の襲封と実際の権限の委譲を実現しようとしたことが知られる。
- (3) 「内訂紀十一」。本文の史料に続き出てくる「本願濟 御礼申上候後、早速左之通御書付にて御沙汰被成下度」によると、本文の三ヶ条のうち、第三条が削除され、若干の文言上の訂正がなされた琉球問題の処置に関する第一条、藩内治世の不始末の第二条の二ヶ条が実際に阿部へ伝えられた内容であるようである。何れにしても、琉球問題の取扱を中心に行っていることは同じである。
- (4) 「内訂紀十一」。
- (5) 「内訂紀十一」。
- (6) 「内訂紀十一」。
- (7) 「内訂紀十一」。
- (8) 『斉彬公史料』一一一六四。この史料には豊後の下に「辛亥二月七日」の割書きがある。この割書きは、他の史料に徴するとき江戸での発令年月日を示すものである。
- (9) 『斉彬公史料』一一一七。
- (10) 『斉彬公史料』一一一八。
- (11) 『斉彬公史料』一一一九七―二〇。この史料について鮫島志芽太氏は『島津斉彬の全容』で「以上のような斉彬政治のすべり出しを察し

(12)

たのか、あるいは斉彬の巧妙根回しがあつたのか、父・斉興は藩政介助（後見役）をやめた。隠居語五ヶ月、意外に早い全権委譲である」と記述し、斉彬襲封時の藩政介助が実質的な意味をもっていたと理解されているようであるが、果して如何であらうか。

斉興から斉彬への藩主交替劇の影響は、思想面だけの問題ではなく、薩摩藩の経済負担も生じさせた。関係するとみられるものをつぎに挙げる。

① 嘉永四年日光廟の修造が行われているが、その手伝いを命ぜられた大名と出金額はつぎの通りである。（『斉彬公史料』一一一八〇）

一万五七九三両余	松平出羽守
五万一四四三両余	松平薩摩守
一万七四七六両余	佐竹次郎
一万三四九一両余	松平出雲守
四五〇〇両余	岡部美濃守
四五〇〇両余	伊達若狭守
二万七三三三両余	松平土佐守
十三万四千両余	

この出金額がどのような基準で定められたかは明らかでなく、石高割にすれば有利な出金ではあるが、薩摩藩は七大名の内最高で、全体の四割近くの負担を命ぜられている。斉彬の襲封に幕府が影響力を行使した見返りとしてこの手伝いに薩摩藩が加えられたことを斉彬も認識していた。

扱御手伝之儀存外ニ候得共、しかし御茶入（斉興公朱肩衝御茶入 拝領）其外、無事ニ取計（内訂）有之候代と御尤ニ奉存候、早速手当もいたし候筈、何時ニても上納之考ニ御座候、辰之口氣如何伺度奉存候、いつれ筑面会、国元之家老申談候上、何事も万々可申上、此等之儀辰等へも都合よろしき様ニ奉希候（『斉彬公史料』一一一八一）

この宇和島藩主伊達宗城への書状によると、斉彬は、幕閣の阿部正弘が斉彬襲封の労を取ってくれるのを親交のためと理解していたようにも読み取れる。しかし、阿部は個人的な親交と幕閣としての立場を区別していたのである。親交による好意の行為と考えていた

齊彬には手伝いの賦課が「存外」として理解されたが、苦勞をかけた御札として納得したのである。

② 福岡へ追々御廻し二相成候錫壹万斤は、是迄御世話二被為成候御挨拶二御差引可相成筈候付、豊後殿へ申聞置候様二との御沙汰被遊候事（豎山利武公用控）安政元年七月廿七日条「齊彬公史料」第四卷）

齊彬襲封から三か年の時間が経ってはいるが、「是迄御世話二被為成候御挨拶」とあることから、襲封時の御札の意味が含まれていることは明らかであろう。また、この件は更に後にまで尾を引いている。

鹿兒島表へ御国許大豆御引当にて、金三四万両御借入之儀御同所御役筋へ為示談、先般吉永源八郎初被差遣及内談処、大豆之儀は於彼方様も御手少之品柄二付、御相談通御運ひ相成度義二候得共、江戸表へ伺之上ならてハ御取扱相成兼、疾伺越二相成候

安政二年、福岡藩は大豆を引き当てにして、薩摩藩へ三、四万両の借用を申し込んでいる。これは、結局は江戸の大地震被害による莫大な臨時失費のために融資しないことになったが、この融資に應ずる姿勢を取らざるをえないことは薩摩藩に負目があったためであることは「先般御相談被仰進候以大豆年御引結にて御取替金之儀、無御扱御訳柄にて是非共被応御相談度、自然被仰進候、員数繰合兼候ハ、一二万両二ても調達之所、精々致吟味候様御国許へ被仰付越候」とあることからでも知られよう。

(13) 『追録』八一七〇一。

(14) 『追録』八一七〇二。

(15) 『毎朔御条書』については、『鹿兒島県史』第二卷一編二章につきの説明がある。

毎月式日に與頭より與士を集めて読み聞かす毎朔條書なるものあり、宝永三年四月朔日領布せられたのを初見とする。或は光久代に家老伊勢貞昌の建言に基いて創めたとも伝へるが、島津国史巻二九には、宝永三年に始まるとして居り、其の後、藩主代替り毎に改めて領布したもの如く、但し、毎回内容は同じく、幕府の政法・条目に従うべき事を始め、十一條に亙って諸士の遵守すべき教訓を示している。

(16)

毎朔御條書への批判は、徳田邕與により痛切になされていることは、拙稿を参照されたい。

『追録』七一〇一二。齊興襲封時に出された「毎朔御条目」の全文をつぎに示しておく。

掟

一 公義之御政務堅固相守之、段々被仰出御条目趣、謹て可奉得其意事、

一 幾里志丹宗門之儀、御大禁之候、領内稠敷所令制禁也、弥以相守此旨、自然隱居者於有之は、見立・聞立可申出之、公儀御褒美急度可申付之事、附、一向宗之儀、子細有之当家代々令禁止之訖、

若違犯之族有之は、不依貴賤、宗門改人其外支配頭へ可申出之事、一 当家累代第一相守公儀之御政法并參勤交替無懈怠相勤之、且亦国家之仕置無緩疏就申付之、首尾好所連続也、国中之者共存此旨、

一 励忠義、奉公方無異義可相勤之、附、親子・兄弟之睦、朋友之交、正礼法、不可紊風俗、就中若者は学問、武芸、俄二修練難成事候間、別て心掛可相嗜之、其身勤正敷、行跡能者は奉公之品能可召仕之、言語・容貌等之心懸無之、連々我俣に生立、不似合月代・

衣類等呉様之為躰にて、大勢列立、或路次門頭二寄屯、非法之狼藉を働、仕置之妨二成儀、甚以不然、稠敷令制禁之事、

一 武具・馬具等分限相応に可調之、見分迄を存、或呉様、或結構成道具調間敷候、鹿相二有之候共不事欠儀を專相考、可致所持、左様成無心掛、領過分之知行、忘数代之恩顧、耽身之安楽、或妻子以下之衣類を飾、或は愛酒宴遊興、内証之驕に身上令衰微之輩

は、不動之至也、尤雖為小身、応分限可致其心得、何之子細も不相知、進退令逼迫奉公難勤者は可及詮議之間、常々可用儉約、次二は一身之以才覚、領地をも雖致所持、何之勤も不致、恣誇利欲、

專自己之輩は、为国家之費之条、能々可守仕置之趣儀、可為肝要事、附、諸事奉公方申付刻、或怪儀を申立、或構嘘病、於令難渋は可為曲事、

一家老中より申付儀、致違背間敷候、其外、奉行・頭人申付候趣、支配中之者、無言議可相勤之、惣て下役之者は其分相立候様相心得、礼儀正敷、頭人よりも対下役不致無礼、丁寧に相受、役所之風俗無作法無之様、互二可相嗜事、

一不依何色党をむすび、類を引、或鼻肩或致連判、其所之妨に可成程之事を企儀、一切令禁止訖、若違犯之族於有之は、可行嚴科、口事沙汰之儀、於組中可相済之、自然組中之扱於不致承引は、可遂披露、決断之上非儀に相究候ハ、可為重罪事、

一喧嘩口論堅令停止所也、万一不意之儀にて及争論候共、随分致堪忍、短慮之働無之様致覚悟、道理於有之は可遂披露、理不尽に事をやぶるにおひては沙汰之上、加成敗可没取所帶、勿論、双方荷担之人は、不論理非可為本人同罪事、

一隱居願之儀、或病者、或老体之外申出間敷事、

一乱氣之者之は、親類共念入可申付之、令油断悪事を仕出候ハ、親類中可為越度事、

一不限地頭所并領地・一所之地、法外之仕置非分之課役等於申付は可及沙汰、且又農民之仕置題目之事候條、飢寒のくるしみなき様に救之、耕作之時節を不違年貢所納等之儀、無油断様其支配人出精可申付事、

一諸所堺目之儀、常々申付置之條、別て入念、万一隣国騒動之儀於有之は、実否共早速鹿兒島へ可令言上、附、堺目地方へ入交候所々、他領人と縁組、又は別て致入魂儀、堅令禁止事、

右之條々堅固可相守之、此外加判形申渡置候条目之趣、致忘却間敷候、就中留守之儀、不依大身小身、領國中靜謐之儀専心懸、若違犯之於有之は、可及沙汰者也、仍如件、

右之通御代々被仰出置候、万一旧制のみと疎ニ心得候ては不可然事候條、到当代弥不致忘却、堅固可相守之者也、

この「毎朔御条目」を齊彬の政策の基本方針であると理解する人もいる。北川鐵三氏は「前掲書」第五章において「二月二日四十三歳で家督を継いだ日に、十一か條よる成る掟書を發して、施策の基本方針を示した中で、第三条の中段において、若者は学問・武芸を急に修練することができないから、特に心懸けて、文武の修練に励むべきことを命じ、青少年教育改革への布石にしている」と、施策の基本であると理解されている。また鮫島志芽太氏は「前掲書」第八章でつぎのように云う。

齊彬は藩主就任当日之二月二日付で十一カ條の掟書を發令して、逸早く施政の根本方針を示している。お遊羅騒動という血なまぐさ

い内紛事件ののち、幕府の権力を援用して政權を握ったいきさつもあつてか、第一に幕府公儀の方針を嚴守することを論じている。これは慣例であるが、幕府に対する齊彬の政治的宣伝でもあつたろう。これから齊彬がやろうとする計画は、まず、薩摩の富国強兵と殖産興業であつたから、幕府に疑われないうちにも、幕政への忠誠を表明しておく必要があつたわけだ。掟書の内容のあらましはキリスト教、一向宗の禁制など従来の諸規定、および礼節、人道の守るべきことを論じたものであるが、特に、若者の学問と武芸を奨励していること、また、各役人が法外の仕置き（処分）や非分の課役（税や労務）などを申しつけたら訴え出るようにと庶民によびかけていることが注目される点である。

學術書ではないので個々の批判は差し控えるが、利用されることの多い本であるだけに、「毎朔御条目」の性格を全然考慮することなく書かれたこのような記述は、問題であることだけを記して置きたい。

(17) 「追録」八一七六。「齊彬公史料」一一一六六ではこの史料を「是を御家督初メテノ御親書令トス、通唱御袖判仰出シト唱フ」と説明している。しかし文書の袖の部分には花押はなく、二月二日付の文書には袖に花押があるので、「御袖判仰出」と俗に言われるのは二月二日の文書であることは間違いない。しかし、内容面ではこの文書が「家督初メテノ御親書」と称するにはふさわしい。

(18) 「齊彬公史料」一一一六六。

(19) 「樺山資之家紀并並日誌」嘉永四年二月十九日条。二月二日、江戸で齊彬の襲封を祝った鎌田正純の日記によると、当日の天候は、

「晴、八ツ後少雨」と記されている。本文の江戸よりの書状では、「晴天之処後二大雨風」とオーバーな記述で「島津雨」を強調している面はあるが、内容は正確であることが分かる。

(20) 「齊彬公史料」第四卷。

(21) 「齊彬公史料」一一一七八。「追録」八一一九二には、「或日誌中」として、「一、嘉永五年子三月廿八日老人御祝被下、八拾才以上諸男ハ太平布、女ハ金百疋、御役人以上は紗綾・且極救士へも御救被成下」の史料があることからすれば、毎年の行事であつたのであるうか。後考を俟つ。

(22) 『斉彬公史料』一一一九一。書取は長文であるので、要点のみをつぎに示す。

1 払い下げた四千石の米を安値で販売するように命じ、その損失を二千石の安値払い下げで補填する方法は、「上ニテハ先キニ損亡不致、町人共へ暫時ナリト損亡」することを強制することになる。これは信義にもとることになるので、安値販売を命ずる時に、払い下げ代金の過剰分を返却するようにならうか。

2 払い下げ代金の過剰分が多くて調達が無理な場合は、四千石分については安値販売を命じないで、成行きに任せる。米価の引き下げは、払い下げ予定の五千石の内、三千石を無高・少高・無勤の武士へ安値で払い下げ、五年から十年、あるいはそれ以上の年賦支払いとすることにより、命ぜらずして市場の米価は下がり、末々までのためとなる。

3 米価引き下げだけを眼目にするのではなく、それを通じて諸士の困窮を救済することが必要である。平常諸士が困窮しては万一の時には、心では納得していても手に及ばない。また、風俗礼儀などについても今日の飢渴にせまっては非義を行うことになり、結果として、役儀を勤めるべき人を得ないことになるとして、

「上ヨリ利益許ヲ吟味致候へハ、オノツカラ下々ニハ、猶更悪風流行ニ無疑者之由承及候、右通ニ候得ハ、第一金銀ノ損亡ヨリハ、大ナル国家之損亡ト存候」としている。

また、「順聖公御事蹟并年譜」には「十六日、出粟米二千石授商家令以賤価以売于市」とある。先にみたように、五千石の内三千石を城下窮士へ払い下げたとすると、残り二千石が商人へ払い下げられたことになるが、その部分のみの記載であろうか。斉彬の事績としては、窮士救済を兼ねた米価引き下げ策がより高く評価されるはずであるのに、その記載は見あたらない。後考を俟ちたい。

(23) 『追録』八一—一八〇。

(24) 「順聖公御事蹟并年譜」。

(25) 『斉彬公史料』一一二二三。十二月の救済についての記述は、他につぎのようである。「順聖公御事蹟并年譜」では「二十八日、島津豊後久寶承旨伝大番頭、六組頭偏折貧士賜戸別金子各一兩凡三百兩、小番新番七十一戸、六組三百二十九戸、累年夏穀乏折零落土雖賜米、

至此節季念愈迫乎貧、特發内庫令以賑救宜皆拜受益勵職事」、「樺山資之家紀并日誌」では「十二月廿九日、窮士へ金壹兩ツ、被下、御君徳を奉仰候」とある。救済の日・人数については両史料とも本文史料と異なり、内容はばらばらであるが、「窮士二戸に一兩の賜金」という点は共通する。

(26) 嘉永五年以降の救恤の記録を示すつぎのようになる。

嘉永五年子三月廿八日、老人御祝被下、八十歳以上諸士男八太平布・女金百疋、御役人以上ハ統綾、且極窮士へも御救い被成下候
 (『斉彬公史料』一一二四九)

嘉永五年八月三日真米三盃入壹俵宛、右は当時米穀払底にて兼て極難澁者共、猶更当日之取続も出来兼候由相聞得候付、別段之御取扱訳を以て御救右の通被成る下候條、難有奉承知候様可被申渡旨、御小姓與番頭へ可申渡旨豊後殿より被仰達 (『追録』八一—一九五)。

「十月十九日組中窮士別段之以思召、御救として壹家部へ金壹兩、家族ハ壹人へ応人数式朱ツ、被成下」 (『追録』八一—一九二)。

(嘉永六年十月) 十九日、国老久寶承特旨伝組頭等、賜窮士当室者金各一兩及其家人別金各二朱日、曾聞窮乏既賜米金雖被賑救、猶迫貧苦不得精勵文武、稍向寒節念老幼益至難澁、特初内庫恩恵如是、宜皆拜載愈勵文武以報鴻恩 (『順聖公事蹟并年譜』)。嘉永五年の『追録』八一—一九二と同内容であるが、年次の錯乱があるかは不明である。

(27) 『斉彬公史料』一一一五六。

(28) 『樺山資之家紀并日誌』八月十九日条に、「有村同道にて草牟田松山老へ嘶ニ差越、段々の咄より、先日は御殿之下へ御參錢包て有之、御届相成候処、其者へ被下候よし、纒之事ながら夫程難有事之ありし事、近年間も不致候、扱くと申せし事なり、慈徳公御代ニハ御角屋之下へ参り、拜シ奉りしと承及候」とあるのは、一連の斉彬の政策が宗信の政策と重ね合わされていることを示している。

(29) 『斉彬公史料』一一一九一。

(30) 『樺山資之家紀并日誌』嘉永四年八月十二日条。

(31) 『斉彬公史料』一一一三一。

(32) 『斉彬公史料』一一二八四—一。

(33) 『斉彬公史料』一一二五一。

- (34) 『齊彬公史料』二一四三九。
 (35) 『齊彬公史料』二一五四七。
 (36) 『齊彬公史料』一一二六七。
 (37) 『齊彬公史料』一一四五五にあるつぎの史料は、内容は前代までの文武奨励と同様であるが、本文との関わりでは重要であろう。

覚（抜粹）

一諸士風俗並文武之道修行之事

諸士風俗不宜時は、一国之風俗乱候基候間、先達て申達候通、弥不作法之所行無之、武士道相守、文武之諸芸、無懈怠可致修行旨、諸頭之面々より可申達候、諸郷之儀、程遠之場所多候間、地頭より郷士年寄等へ急度相守候様可申渡候、

但諸地頭役之面々も、文武之両道、無懈怠心掛候儀第一二候、

自身怠候て、支配へ何程申渡候共、難被行ハ当然二候間、此段能々相心得、風俗立直り文武両道共、真実之修業二相成候

様可取計事

八月

- (38) 『鹿兒島県史料新納久仰雜譜』（以下『雜譜』と略す）嘉永五年十一月七日条。
 (39) 『齊彬公史料』一一二四七。
 (40) 『齊彬公史料』一一二二六、三月二十九日。
 (41) 『雜譜』嘉永五年十一月七日。
 (42) 一金百両ツ、

町田式部

高橋要人

右兩人砲術別て致出精候得共、何分困窮ニ付思通出来兼候由ニ付、右之通被仰付候ては何様可有御座哉、駿河殿より豊後殿へ自分状を以被申越候付申上候処、宜との御沙汰被為在候（『豎山利武公用控』安政元年九月二十八日条）

- (43) 一国分一郎右衛門事、小頭（砲術小頭）被仰付置候得共、其詮も無之不嗜ニ付六ヶ月逼塞之伺有之（『豎山利武公用控』安政元年八月十八日条）